

# 公 告

2025年4月4日

一般社団法人サガン鳥栖スポーツクラブ  
代表理事 坂本 洋介

## 1 業務の概要（スポーツクリニックの入居・運営事業者の選定を目的とする）

- (1) 公募内容 別紙プロポーザル要領のとおり
- (2) 場所 佐賀県鳥栖市宿町字野々下807-18・19・20

## 2 参加要件の確認

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する単独事業者又は県内に本店を有する事業者で構成する共同事業体（以下「JV」という。）であること。ただし、JVの構成員として参加する場合は、単独事業者又は別の共同事業体の構成員として参加することはできない。
- (2) 本プロポーザル及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、破産開始、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公告日の6か月前から契約締結の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 契約の相手方の決定方法

#### (1) 事業者の選定

参加者によるプレゼンテーションの後、審査会において企画提案書等の内容を総合的に審査して、最も優秀な事業者及び次点者を選定する。

#### (2) 選定基準

審査は、別紙2「サガン鳥栖クリニック（仮称）入居者プロポーザル審査要領」に基づく評価により行う。

#### (3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。 ※電話等による問合せには応じない。

### 4 事務局

一般社団法人サガン鳥栖スポーツクラブ 小柳・小玉  
〒841-0034 佐賀県鳥栖市京町 812 番地 駅前不動産スタジアム内  
TEL : 0942-81-5290 FAX : 0942-81-5291  
E-mail : information@sagantosusportsclub.or.jp

### 5 実施スケジュール

#### (1) 募集開始

2025年4月4日（金）

#### (2) 参加申込書等の提出

提出期限：2025年4月11日（金）17時まで（必着）

提出方法：上記4の事務局メールアドレス宛に電子メールにて提出

提出書類：プロポーザル参加申込書（様式1）

- ・事業所概要（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・業務実績（様式4）及び実績を証する資料
- ・直近3年間の決算書の写し
- ・納税証明書 ※直近3年間  
（法人税、法人事業税・県民税、個人所得税、個人事業税・県民税 等）

#### (3) 質問書の受付及び回答

受付期間：2025年4月4日（金）から2025年4月14日（月）17時まで

受付方法：質問書（様式5）を使用し、電子メールにより受付を行う。

※電話による質問及び問合せには対応しない。

回答方法：受付期間に寄せられた質問に対する回答については、2025年4月16日

（水）までに質問者及び参加申込者へ電子メールにて回答する。

#### （4）参加資格の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を2025年4月15日（火）までに申込者へ電子メールで通知する。

なお、資格要件を満たさなかった者に対しては、参加資格確認結果通知書に満たさなかった理由を記載することとする。

#### （5）企画提案書等の提出及び取扱い

本プロポーザルの参加資格を得た者は、以下のとおり企画提案書等を提出する。

ア 提出期限：2025年4月18日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法：参加申込書と同様に電子メールにて提出すること。なお、PDF形式またはパワーポイント形式のいずれかとし、電子メールにより送信、上記4の事務局に到達したことを確認すること。

ウ 提出書類：

・企画提案書（任意様式（ただし下記エの構成に沿うこと）にてA4片面5枚（表紙・目次を除く）以内）

※1参加者につき1提案に限る。

※各ページに通し番号をふり、「サガン鳥栖クリニック（仮称）入居者公募企画提案書」と記載した表紙を付けること。

※下記エに沿って記載すること。

エ 企画提案書の内容：

（ア）運営方針について（運営の基本方針、サービス、地域への貢献 等）

（イ）アピールポイント（自社のアピールポイントについて）

（ウ）事業計画（事業内容、事業遂行に関わる人員、同種の実績 等）

（エ）運営計画（収支計画、運転資金計画 など）

オ 提出書類の取扱い：

提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書は返却しない。

#### （6）プレゼンテーションの開催

開催日：2025年4月22日（火） ※午後予定

※時間については、参加者に参加資格確認結果とあわせて、後日連絡する。

開催場所：佐賀県庁新館7階 地域交流部西会議室

## (7) 審査結果通知

2025年4月25日（金）を予定

## 6 契約

(1) 審査により選定された最優秀者と一般社団法人サガン鳥栖スポーツクラブは、企画提案の内容をもとにして、履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、定期建物賃貸借契約等の契約を締結する。

(2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、契約の締結に当たっては、必ずしもその内容に限定されないものとする。

## 7 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の参加者の提案作成等に協力した場合
- (5) 弊社が定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) その他、弊社が不適切と認めた場合

## 8 留意事項

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出することとする。
- (2) 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。
- (3) 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、正常な手続を行うことができない場合は、本プロポーザルを延期する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る内容は、必要に応じて変更される場合があります。その際は公式ウェブサイト等で通知します。

## 9 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で、サガン鳥栖クリニック（仮称）の運営のため、最高の技術を駆使するとともに、弊社の社員と協力しながら、誠実に業務

を実施することとする。また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。